

日本遺伝子細胞治療学会規則第 10 号（機関紙の発行に関する規則）

（適用）

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会（以下、「本法人」と略す。）の機関誌の発行について、本法人の定款第 3 条第 2 号に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

（機関誌の連携発行）

第 2 条 本学会は、Wiley 社との契約により、The Journal of Gene Medicine (略号 JGM) を連携機関紙とする。

（機関誌への投稿）

第 3 条 機関誌への投稿は、JGM 誌の投稿規程に従わなければならない。

（規則の変更）

第 4 条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。